

● 補助金額

①既存住宅を克雪化（落雪、融雪、耐雪式）に改修した場合、**最大82.5万円を交付します！**

②屋根の雪下ろし安全対策として命綱固定アンカー等を設置した場合、**最大10万円を交付します！**

労働安全衛生法施行令が一部改正されたことで、屋根の雪下ろし等の高所作業において、安全帯を取り付けるための設備の設置が必要となりました。

※除雪業者に依頼される場合、この設備が屋根に設置されていないと原則作業ができなくなります。この機会にぜひ、当補助制度をご利用ください！

【参考】命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）の設置例

出典（屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック（新潟県作成）

市では雪に強い住まいづくり、屋根雪下ろし時の安全対策を全力でサポートします！



単管の場合



ワイヤーの場合

✧ 手続きの流れ ✧



① 交付申請	① 補助金 交付申請書を市へ提出（4月1日(木)から受付開始） （添付書類は、見開きのP2の6、P3の6交付申請をご参照ください。）
② 交付決定	② 市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。
③ 工事着手	③ 交付決定通知書が届いたら、工事に着手してください。 * 工事施工中、工事完了時の写真撮影をお願いします。 * 申請内容に変更が生じた場合は、「内容変更申請書」の提出が必要となる場合があるので建設課までご連絡ください。
④ 工事完了	④ 工事が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。 （添付書類は、見開きのP2の7、P3の7実績報告書をご参照ください。） ※最終報告期限：令和3年10月29日（金）
⑤ 額の確定	⑤ 実績報告書の審査終了後（市が必要と認める場合は、現場検査を行います。） 「額の確定通知書」及び「請求書（様式）」が市より郵送されます。
⑥ 補助金支払い	⑥ 請求書に住所、氏名、口座番号等を記載していただき、市へ提出してください。 * 提出後、30日以内の支払いとなります。

① 克雪化改修工事

1. 補助金の総額

330万円

受付期間：令和3年4月1日(木)～
10月29日(金)
予算額に到達次第終了

2. 対象工事費

屋根の克雪化改修に要する工事費（税込み）が対象です。

3. 補助率・限度額

○ 補助率
一般世帯：工事費の1/5以内
要援護世帯：工事費の1.25/5以内

○ 限度額
一般世帯：66万円
要援護世帯：82.5万円

※ 1千円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

4. 補助対象者

【一般世帯】

- ① 市内に住所を有する方又は市内に転居する意思を有する方
※市内に転居する意思を有する方の場合は、居住する旨の誓約書が必要です。
- ② 自らが所属する世帯の世帯員全員の合計した前年所得金額が1,000万円以下の方
- ③ 申請時において世帯員各々が市税等を滞納していない方

【要援護世帯】

- 上記①～③ 共通
- ④ 以下の世帯のうち、当該世帯全員の市民税が非課税の世帯
 - (a) 高齢者世帯：世帯全員が満65歳以上
 - (b) 障がい者世帯：世帯主が障がい者(1級～6級)
 - (c) 精神障がい者世帯：世帯主が精神障がい者(1級～3級)
 - (d) ひとり親世帯：ひとり親+18歳以下の児童のみの世帯
 - (e) 生活保護世帯：生活保護法該当世帯
 - (f) 中国残留邦人世帯：中国残留邦人支援法 該当世帯

【注意事項】

- 令和3年10月29日(金)までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方が対象です。

5. 対象工事 (既存住宅のみ対象、新築住宅は対象外)

※本屋をすべて克雪化し、かつ屋根面積の2分の1以上を克雪化することが対象

【①融雪式】

- 屋根面の全部にわたって屋根雪の移動を不要とする住宅で、屋根に熱エネルギーの利用による融雪措置を講じたもの。
(地下水を利用する場合にあっては、その還元を行うことができるものに限る。)

【②落雪式】

- 屋根面の全部にわたって屋根雪の移動を不要とする住宅のうち、屋根勾配を10分の5以上とし、特に滑雪能力があると認められる屋根材(ステンレス鋼板、フッ素樹脂塗装鋼板等)を使用した場合は屋根勾配を10分の4以上とすることができる。
- 強制落雪装置を有した住宅で、落雪させた雪を敷地内で処理することができるもの。

【③耐雪式】

- 3メートル以上の積雪荷重(積雪1センチメートルにつき1平方メートル当たり3キログラムとする。)に対して安全であることが構造計算等により確認でき、かつ、雪庇対策を講じたもの。

対象工事の詳細については、建設課にお問合せください。

6. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 工事見積書
- ④ 工事着手前写真
- ⑤ 図面(案内図、平面図、立面図等)
※克雪の種類に応じて、カタログや構造計算書の添付が必要となります。

7. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認検査を行います。

実績報告書は、
工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。

8. 補助金支払い

市から「額の確定通知書」及び「請求書様式」をお送りしますので、請求書に住所、氏名、捺印、口座番号等を記入していただき、市へ提出してください。提出後30日以内に口座振込にて補助金が交付されます。

② 雪下ろし安全対策工事

1. 補助金の総額

100万円

受付期間：令和3年4月1日(木)～
10月29日(金)
予算額に到達次第終了。

2. 対象工事費

雪下ろし安全対策に要する工事費（税込み）が対象です。

3. 補助率・限度額

- 補助率
 - 一般世帯：工事費の1/3以内
 - 要援護世帯：工事費の1/2以内
- 限度額
 - 一般世帯：5万円
 - 要援護世帯：10万円

※ 1千円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

4. 補助対象者

① 克雪改修工事と共通

【注意事項】

- 令和3年10月29日(金)までに工事が完了し、実績報告書を提出できる方が対象です。

5. 対象工事 (既存住宅のみ対象、新築住宅は対象外)

【① 墜落制止用器具取付設備】

- ・ 墜落制止用器具を取り付けるために建築物に固定された設備

【② 墜落防止柵】

- ・ 屋根からの墜落を防ぐために屋根の端部に固定された柵

【③ 固定式昇降用ハシゴ】

- ・ 屋根の上面へ昇降するために建築物に固定されたハシゴ

※ 住宅が克雪化され雪下ろしが不要の住宅においては、住宅敷地内の付属屋（車庫、納屋等）の雪下ろし安全対策工事も補助対象となります。

※ 固定式昇降用ハシゴの設置は、墜落制止用器具取付設備又は、墜落防止柵の設置と併せて行う工事に限り補助対象とします。ただし、既に墜落制止用器具取付設備又は、墜落防止柵が設置されている場合は、固定式昇降用ハシゴの設置のみの申請も可とします。

対象工事の詳細については、建設課にお問合せください。

6. 交付申請

【交付申請書 添付書類】

① 克雪化改修工事と共通

- ・ 上記以外にカタログ、承認図が必要となります。

7. 実績報告書

【実績報告書 添付書類】

① 克雪化改修工事と共通

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認めた場合は、現地の確認検査を行います。

実績報告書は、工事費用の精算後1ヶ月以内に提出願います。

8. 補助金支払い

① 克雪化改修工事と共通

共通

Q1：すでに着手している工事又は、完了している工事は申請できますか。

A1：できません。着手前に交付申請し、交付決定通知書が届いた後に、工事着手してください。

Q2：市で実施している他の補助制度と併用はできますか。

A2：この補助制度に該当する部分だけ対象になります。工事は同時期でも補助申請は、対象工事費のみで申請してください。必ず工事前に申請してください。

①克雪化改修工事

Q3：現在、融雪式の住宅ですが、融雪ボイラーや配管等が破損したため修繕が必要です。補助対象になりますか。

A3：なりません。雪下ろしが必要な住宅を新たに克雪化する場合、補助対象となります。

Q4：住宅の本屋のみ（下屋のみ）の克雪化は対象になりますか。

A4：本屋をすべて克雪化し、かつ屋根面積全体の1/2以上を克雪化する工事が対象となります、下屋のみの克雪化は対象なりません。

②雪下ろし安全対策工事

Q5：命綱固定アンカーの設置はどこに頼めばいいですか。

A5：命綱固定アンカーは製品として販売されていないため、建設業者（工務店、板金業者など）に相談していただき、屋根のタイプなどにより住宅に適合した施工方法を選定ください。

Q6：車庫が、住宅と離れた敷地にありますが、命綱の固定アンカー設置は補助対象となりますか。

A6：車庫や納屋などの付属屋については、住宅と同一の敷地内にあるもののみを対象とします。また、住宅が克雪化されていないと付属屋の申請はできません。

Q7：屋根へのハシゴ取付は対象となりますか。

A7：既に命綱固定アンカー等が設置されている場合は、ハシゴ取付も対象とします。

Q8：住宅はすでに克雪化されていますが、車庫や納屋に雪下ろし安全対策を検討しています。対象になりますか。

A8：住宅が克雪化されている場合は、車庫等の付属屋に対し、雪下ろし安全対策の補助対象となります。また、命綱固定アンカー等と併せてハシゴを設置する場合も補助対象とします。

妙高市雪国妙高住まいの克雪対策推進事業 に関するお問合せは・・・

妙高市 建設課 建築住宅係

TEL 0255-74-0026（直通）

<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。